

# 公益財団法人 岡崎市学校給食協会職員賃金規程

平成25年3月12日制定

公益財団法人岡崎市学校給食協会

(趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人岡崎市学校給食協会職員就業規則(平成25年3月12日制定。以下「就業規則」という。)第34条第2項の規定に基づき、公益財団法人岡崎市学校給食協会(以下「協会」という。)に勤務する職員のうち正規職員の賃金に関して必要な事項を定めるものとする。

(基本給)

第2条 正規職員の基本給は、職種ごとに定められた「年齢給表(別表1)」「勤続給表(別表2)」「職能給表(別表3)」のそれぞれに該当する数値を加えた額とする。ただし、就業規則第52条の規定による制裁を受けたことその他これに準ずる事由に該当したときは、これらの事由を併せて考慮するものとする。

(年齢給・勤続給・職能給)

第3条 年齢給・勤続給・職能給それぞれの適用は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 年齢給 該当職種の「年齢給表」のうち、4月1日時点の実年齢を適用する。
- (2) 勤続給 該当職種の「勤続給表」のうち、4月1日時点の勤続年を適用する。
- (3) 職能給 該当職種の「職能給表」のうち、4月1日時点での職位及び能力に適応した号給を適用する。

(職能給における昇給、降給)

第4条 職能給における昇給及び降給の適用の判断については、前年度の人事評価の結果を基に、理事長が定める基準に基づき行うこととする。

2 前項に規定する降給に関しては、就業規則第11条第5項の規定を適用する。

(昇給停止)

第5条 年齢給、勤続給及び職能給で構成する基本給の昇給については、事務職員は4月1日時点の実年齢が56歳以上、業務職員Ⅰ職員及び業務職員Ⅱ職員については58歳以上の正規職員については行わないこととする。

(初任給)

第6条 新たに正規職員となった者の基本給月額、その職員の4月1日時点の実年齢から算定した年齢給と勤続年数から算定した勤続給を加えたものに、事務職員においては「職能給初任給基準表(別表4)」における学歴に対応した職能給、業務職員Ⅰ職員及び業務職員Ⅱ職員については、1級1号給の職能給を加えた額とする。

(初任給前歴加算)

第7条 新たに正規職員となった者のうち、業務職員Ⅰ職員及び業務職員Ⅱ職員については、「学校給食衛生管理基準(文部科学省)」に基づく施設において正規職員もしくは非正規職員としての経歴、「大量調理施設衛生管理マニュアル(厚生労働省)」に基づく施設において正規職員としての経歴がある者については、「初任給前歴年数調整表(別表5)」の区分に応じ、初任給の職能給の号数を調整するものとする。ただし、前職場退職日から協会採用日までの期間が3年を超えている場合は対象外とする。また、複数の職場での経験があったとしても、期間が1年以上である直近の職場での経験期間のみを号数調整の対象とする。

2 短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律(平成5年法律第76号)に基づき、正規職員へ転換した者は、職能給2級を適用し、号給については理事長が定めることとする。

(人事交流等により異動した場合の基本給月額)

第8条 人事交流等により引き続いて正規職員となった者の基本給月額については、著しく協会内の他の正規職員との均衡を失すると認められるときは、第6条の規定にかかわらず、その者の基本給月額は協会の定めるところによる。

(家族手当)

第9条 家族手当は、扶養親族のある正規職員に対して支給する。

2 前項に規定する扶養親族とは、次の各号に掲げる者で他に生計の途がなく主として当該正規職員の扶養を受けている者をいう。

- (1) 配偶者
- (2) 満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子、孫及び弟妹
- (3) 満 60 歳以上の父母及び祖父母
- (4) 重度心身障がい者

3 家族手当の月額、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 扶養親族である配偶者 6,500 円
- (2) 扶養親族たる子 1 人につき 10,000 円
- (3) 扶養親族たる父母等（満 22 歳に達する日以降の最初の 3 月 31 日までの間にある孫、満 60 歳以上の父母及び祖父母、満 22 歳に達する日以降の最初の 3 月 31 日までの間にある弟妹、重度心身障がい者） 1 人につき 6,500 円

4 家族手当の支給は、その要件が生じた日の属する翌月（これらの日が月の初日の場合は、その日の属する月）から開始し、その要件を欠くに至った場合は、その日の属する月（これらの日が月の初日の場合は、その日の属する月の前月）をもって終わる。

（子育て支援手当）

第 10 条 子育て支援手当は、扶養の有無に関わらず、中学生以下の生計を一にする子を持つ正規職員に対し、当該子 1 人につき月額 3,000 円を支給する。

（通勤手当）

第 11 条 通勤手当は、次の各号に掲げる正規職員に支給する。

- (1) 通勤のため交通機関を利用してその運賃を負担することを常例とする正規職員（交通機関を利用しなければ通勤することが著しく困難である正規職員以外の正規職員であって交通機関を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道 2 キロメートル未満であるもの及び第 3 号に掲げる正規職員を除く。）
- (2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で協会の定めるもの（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする正規職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の正規職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道 2 キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる正規職員を除く。）
- (3) 通勤のため交通機関を利用してその運賃を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする正規職員（交通機関を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である正規職員以外の正規職員であって、交通機関を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道 2 キロメートル未満であるものを除く。）

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる正規職員の区分に応じ、当該各号に定める額（業務職員Ⅱ職員については、その額に 100 分の 90 を乗じて得た額）とする。

- (1) 前項第 1 号に掲げる正規職員 支給単位期間につき、協会の定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃の額に相当する額（以下「運賃相当額」という。）。ただし、運賃相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1 箇月当たりの運賃相当額」という。）が 30,000 円を超えるときは、支給単位期間につき、30,000 円を支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が 2 以上の交通機関を利用するものとして当該運賃の額を算出する場合において、1 箇月当たりの運賃相当額の合計額が 30,000 円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、30,000 円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）
- (2) 前項第 2 号に掲げる正規職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額。
  - ア 自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道 2 キロメートル

未満である正規職員 2,100 円

イ	使用距離が片道 2 キロメートル以上 4 キロメートル未満である正規職員	4,200 円
ウ	使用距離が片道 4 キロメートル以上 6 キロメートル未満である正規職員	6,100 円
エ	使用距離が片道 6 キロメートル以上 8 キロメートル未満である正規職員	8,000 円
オ	使用距離が片道 8 キロメートル以上 10 キロメートル未満である正規職員	9,800 円
カ	使用距離が片道 10 キロメートル以上 12 キロメートル未満である正規職員	11,600 円
キ	使用距離が片道 12 キロメートル以上 14 キロメートル未満である正規職員	13,400 円
ク	使用距離が片道 14 キロメートル以上 16 キロメートル未満である正規職員	15,000 円
ケ	使用距離が片道 16 キロメートル以上 18 キロメートル未満である正規職員	16,700 円
コ	使用距離が片道 18 キロメートル以上 20 キロメートル未満である正規職員	18,300 円
サ	使用距離が片道 20 キロメートル以上 25 キロメートル未満である正規職員	20,700 円
シ	使用距離が片道 25 キロメートル以上である正規職員	22,700 円

(3) 前項第 3 号に掲げる正規職員 交通機関を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して協会の定める区分に応じ、前 2 号に定める額（1 箇月当たりの運賃相当額及び前号に定める額の合計額が 30,000 円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、30,000 円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第 1 号に定める額又は前号に定める額

3 通勤手当は、支給単位期間（協会の定める通勤手当にあっては、協会の定める期間）に係る最初の月の協会の定める日に支給する。

4 通勤手当を支給される正規職員につき、離職その他の協会の定める事由が生じた場合には、当該正規職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して協会の定める額を返納させるものとする。

5 この条において、「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として 6 箇月を超えない範囲で 1 箇月を単位として協会の定める期間（第 1 項第 2 号に規定する方法に係る通勤手当にあっては、1 箇月）をいう。

6 通勤手当は、正規職員が勤務のため、その者の住居から事業所に通勤する場合に支給する。

7 正規職員が、出張、休暇、欠勤その他の事由により、一の計算期間の全日数にわたって通勤しないこととなるときは、その月の通勤手当は支給しない。

8 前各項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は、別に定める。

（特別勤務手当）

第 12 条 特別勤務手当は、著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でないと認められるものに従事する正規職員に対し、その勤務の特殊性に応じて支給する。

2 特別勤務手当は、次の各号に掲げる場合に支給する。

(1) ボイラーの取扱作業

(2) 消防法（昭和 23 年法律第 186 号）の規定による危険物の貯蔵又は取扱に対する保安検査等の作業

3 前項の手当の額は、業務に従事した日 1 日につき 200 円とする。ただし、労働時間が 1 日につき 4 時間未満の場合は当該手当の 2 分の 1 の額に相当する額を減額した額を支給する。

（管理職手当）

第 13 条 管理又は監督の地位にある正規職員に支給する管理職手当の月額は、次の各号に掲げる額とする。

(1) 事務局長及びこれに相当する職にある正規職員 41,000 円

- (2) 課長及びこれに相当する職にある正規職員 26,000 円
  - (3) 統括調理場長及びこれに相当する職にある正規職員 13,000 円
  - (4) 副統括調理場長及びこれに相当する職にある正規職員 11,000 円
- 2 前項の管理職手当のうち、月の1日から末日までの計算期間（以下「一の計算期間」という。）の就業日数が15日未満である場合における管理職手当の額は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に掲げる額を減額する。
- (1) 就業日数が5日以上15日未満の場合 管理職手当の額に10分の3を乗じて得た額
  - (2) 就業日数が5日未満の場合 管理職手当の額に10分の7を乗じて得た額
  - (3) 一の計算期間の全日数にわたって就業しなかった場合 全額
- 3 管理職手当は、時間外労働の割増賃金として支払う。
- 4 管理職手当の該当となる時間外労働の時間については、個別に定める。
- 5 前項に定める固定時間外労働手当を支給された正規職員において、管理職手当の額を超えて、時間外割増賃金が発生した場合には、別途、その差額を時間外労働手当として支払う。

(資格手当)

第14条 資格手当は、「管理栄養士」「栄養士」の資格を有する正規職員うち、衛生管理指導を行う正規職員に対し、月額3,000円を支給する。

(時間外労働手当)

第15条 時間外労働手当は、所定の労働時間が割り振られている日における所定労働時間を超えて労働することを命ぜられた場合で、その超えて労働した時間外労働の全時間に対して支給する。また、就業規則第27条第1項の規定により休日の全部又は一部を振り替えたことにより勤務することとされる日（以下「振替え変更による勤務日」という。）における労働についても同様とする。

- 2 正規の労働時間を超えて業務することを命ぜられた正規職員には、正規の労働時間を超えて業務した全時間に対して、業務1時間につき、第18条第2項に規定する業務1時間当たりの給与額に正規の労働時間を超えてした次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める割合（その業務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合はその割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を時間外労働手当として支給する。
  - (1) 正規の労働時間が割り振られた日（次条の規定により正規の労働時間中に業務した職員に休日労働手当が支給されることとなる日を除く。次項において同じ。）における業務 100分の125
  - (2) 前号に掲げる業務以外の業務 100分の135
- 3 前項の規定にかかわらず、就業規則第27条の規定により割り振られた1週間の勤務時間（以下この項において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられた正規職員に対しても、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間（就業規則で定める時間を除く。）について、勤務1時間につき、第18条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25を乗じて得た額を時間外労働手当として支給する。
- 4 次の各号に掲げる時間の合計が1箇月について60時間を超えた正規職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、前2項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第18条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額に次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額を時間外労働手当として支給する。
  - (1) 第1項の勤務の時間 100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）
  - (2) 前項の勤務時間（同項に規定する就業規則で定める時間を除く。） 100分の50
- 5 就業規則第29条に規定する時間外労働代休時間を指定された場合において、当該時間外労働代休時間に正規職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤

務した全時間のうち当該時間外労働代休時間の指定に代えられた時間外労働手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第18条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額に次の各号に掲げる時間の区分に応じて当該各号に定める割合を乗じて得た額の時間外労働手当を支給することを要しない。

- (1) 前項第1号に掲げる時間 100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）から次に掲げる区分業務の区分に応じて定める割合（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を減じた割合
  - ア 第2項第1号に掲げる業務 100分の125
  - イ 第2項第2号に掲げる業務 100分の135
- (2) 前項第2号に掲げる時間 100分の50から第3項に定める割合を減じた割合

(休日労働手当)

第16条 休日労働手当は、協会の業務の都合により休日労働することを命ぜられた場合（振替え変更による勤務日における労働を除く。）に、その休日労働をした全時間に対して支給する。

- 2 就業規則第26条に規定する休日において正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた正規職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第18条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の135を乗じて得た額を休日労働手当として支給する。

(端数計算)

第17条 正規職員が正規の勤務時間中に勤務しないときの勤務1時間当たりの給与の減額及び第15条から前条までの規定により勤務1時間につき支給する時間外労働手当の額を算定する場合において、当該額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第18条 正規職員が正規の勤務時間中に勤務しないときの勤務1時間当たりの給与額は、基本給月額に12を乗じ、その額を勤務時間として定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額とする。

- 2 第15条及び第16条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、基本給月額に12を乗じて得た額を、正規の勤務時間として定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じて得たものから、1日の勤務時間にその年の4月1日から翌年の3月31日までの間における国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（土曜日に当たる日を除く。）及び12月29日から翌年の1月3日までの日（同法に規定する休日及び日曜日又は土曜日に当たる日を除く。）の日数の合計を乗じて得たものを減じて算出する年間の勤務時間で除して得た額とする。

(休業手当)

第19条 休業手当は、正規職員が協会の責めに帰すべき事由によって休業した場合に限り、支給する。

- 2 休業手当の額は、休業をした1日につき当該職員の平均賃金（労働基準法（昭和22年法律第49号）第12条に規定する平均賃金をいう。）の100分の60に相当する額とする。

(夏季特別勤務手当)

第20条 夏季特別勤務手当は、6月から9月の間、西部学校給食センター及び南部学校給食センターで調理業務に従事する正規職員に対し、業務に従事した日1日につき200円を支給する。ただし、労働時間が1日につき4時間未満の場合は当該手当の2分の1の額に相当する額を減額した額を支給する。

(業務改善手当)

第21条 業務改善手当は、業務の効率化や経費削減等、協会の組織強化に繋がる提案をし

た正規職員に対し、審査（1次審査、2次審査、最終審査）の判定毎に、1提案につき次の各号に掲げる額（複数人で提案した際は、人数で除した額）を支給する。

- |          |                      |         |
|----------|----------------------|---------|
| (1) 1次審査 | 「優良」と判定された提案         | 500円    |
| (2) 2次審査 | 「採用」もしくは「試行」と判定された提案 | 1,000円  |
| (3) 最終審査 |                      |         |
| ア        | 効果測定で「Aランク」と判定された提案  | 10,000円 |
| イ        | 効果測定で「Bランク」と判定された提案  | 7,000円  |
| ウ        | 効果測定で「Cランク」と判定された提案  | 5,000円  |

（賞与）

第22条 協会は、6月1日及び12月1日（以下「基準日」という。）にそれぞれ在職する正規職員に対してその勤務実績に応じた賞与を支給することができる。

2 賞与の額は、基本給に別表6に掲げる「支給割合」、別表7に掲げる「勤務期間率」及び別表8に掲げる前年度の人事評価に基づく「賞与成績率」を乗じて得た額とする。

3 賞与は、6月30日及び12月10日に支払う。ただし、この日が、週休日に当たるときは、就業規則第35条第2項の規定を準用する。

（賞与不支給）

第23条 次の各号のいずれかに該当する者には、当該各号の基準日に係る賞与は支給しない。

- (1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第52条第6号の規定による懲戒解雇の制裁を受けた者
- (2) 基準日前1箇月以内又は当該基準日に対応する支給日の前までに離職した者（前号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられた者
- (3) 次条の規定により賞与の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し、禁錮以上の刑に処せられた者

（賞与の支給の一時差止め）

第24条 協会は、支給日に賞与を支給することとされていた正規職員で当該支給日の前日までに離職した者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該賞与の支給を一時差し止めるものとする。

- (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について、禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）に規定する略式手続によるものを除く。）をされ、その判決が確定していない場合
- (2) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し賞与を支給することが、協会に対する信頼を確保し、賞与に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。

2 賞与の一時差止めに関して必要な事項は、別に定める。

（退職手当）

第25条 正規職員が退職した場合には、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に退職手当を支給する。ただし、次の各号のいずれかに該当する者には、退職手当を支給しない。

- (1) 勤続期間が3年未満で自己都合により退職した者
- (2) 就業規則第52条第6号の規定による懲戒解雇の制裁を受けた者
- (3) 退職手当の支給を一時差し止める処分を受けた者で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

(4) 刑事事件に関し起訴(当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法に規定する略式手続によるものを除く。)をされた者で、その判決の確定前に退職したものの。ただし、禁錮以上の刑に処せられなかったときは、この限りでない。

2 協会は、退職手当の支給を確実にするため正規職員を被共済者として独立行政法人勤労者退職金共済機構・中小企業退職金共済事業本部(以下「機構・中退共」という。)と退職金共済契約を行うものとする。

(普通退職の場合の退職手当)

第26条 次条又は第28条の規定に該当する場合のほか、退職した者に対する退職手当の額は、退職した日におけるその者の基本給月額(ただし、業務職員Ⅰ職員から業務職員Ⅱ職員に変更になった正規職員については、業務職員Ⅰ職員であった期間を考慮し、その勤続期間に乗じる基本給月額は、退職した日におけるその者の年齢給、勤続給及び職能給の号給に相当する業務職員Ⅰ職員の年齢給、勤続給及び職能給の号給のそれぞれの額を加えた額とする。以下、次条及び第28条において同じ。)に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

- (1) 1年以上5年以下の期間については、1年につき100分の40
- (2) 6年以上10年以下の期間については、1年につき100分の50
- (3) 11年以上20年以下の期間については、1年につき100分の75
- (4) 21年以上24年以下の期間については、1年につき100分の100

(長期勤続後の退職等の場合の退職手当)

第27条 25年以上勤続して退職した者(次条第1項の規定に該当する者を除く。)又は20年以上25年未満の期間勤続して退職した者(定年退職者又はその者の非違によることなく勸奨をうけて退職した者であって理事長の承認を得たものに限る。)に対する退職手当の額は、退職の日におけるその者の基本給月額に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

- (1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の75
- (2) 11年以上20年以下の期間については、1年につき100分の100
- (3) 21年以上30年以下の期間については、1年につき100分の125
- (4) 31年以上の期間については、1年につき100分の100

(整理退職等の場合の退職手当)

第28条 25年以上勤続して退職した者(定年退職者又はその者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者であって理事長の承認を得たものに限る。)、業務上の負傷若しくは死亡により退職した者又は協会の都合により退職した者に対する退職手当の額は、退職の日におけるその者の基本給月額に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

- (1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の100
- (2) 11年以上20年以下の期間については、1年につき100分の125
- (3) 21年以上30年以下の期間については、1年につき100分の150
- (4) 31年以上35年以下の期間については、1年につき100分の125

2 勤続期間が36年以上の者に対する退職手当の額は、前項の規定にかかわらず、その者の退職の日における基本給月額に45を乗じて得た額をその者の退職手当とする。

(定年前早期退職者に対する退職手当に係る特例)

第29条 第27条第1項及び前条第1項の規定に該当する者のうち、定年に達する日から6箇月前までに退職した者であって、その勤続期間が25年以上であり、かつ、定年から10年を減じた年齢以上であるのに対するこれらの規定の適用については、これらの規定中「基本給月額」とあるのは、「基本給月額及び当該基本給月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年



につき100分2を乗じて得た額の合計額」とする。

(勤続期間の計算)

第30条 退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算は、職員として引き続いた在職期間による。

- 2 前項の規定による在職期間の計算は、正規職員となった日の属する月から退職した日の属する月までの月数による。
- 3 正規職員が退職した場合において、その者が退職の日又はその翌日に再び正規職員となったときは、前2項の規定による在職期間の計算については、引き続いて在職したものとみなす。ただし、退職により、この規程に定められている退職手当に相当する給付を受けているときは、当該給付の計算の基礎となった在職期間は、その者の正規職員として引き続いた在職期間に含めないものとする。
- 4 第1項の規定する正規職員として引き続いた在職期間には、別表9に掲げる事業所(以下「他の団体」という。)の正規職員として引き続いた期間を含むものとする。ただし、退職により、この規程に定められている退職手当に相当する給付を受けているときは、当該給付の計算の基礎となった在職期間は、その者の正規職員として引き続いた在職期間に含めないものとする。
- 5 前4項の規定による在職期間のうち、就業規則第12条の規定による休職、就業規則52条第4号の規定による出勤停止その他これらに準ずる事由により現に業務に従事することを要しない期間のある月(現実に職務に従事することを要する日のあった月を除く。)が1以上あったときは、その月の2分の1に相当する月数を前4項の規定により計算した在職期間から除算する。
- 6 前各項の規定により計算した在職期間に1年未満の端数がある場合には、その端数は切り捨てる。ただし、その在職期間が6箇月以上1年未満の場合(自己都合により退職する場合を除く。)には、これを1年とする。

(中小企業退職金共済制度との併用)

第31条 正規職員の退職手当については、協会と機構・中退共の併用での支給とする。

- 2 機構・中退共から支給される退職手当の額が第26条から第28条までの規定により算出された額より少ないときは、その満たない額を協会より支給する。
- 3 第25条第1項第3号及び第4号の事由により退職手当の支給をしない場合は、機構・中退共から支給される退職手当については、協会はその額を減額若しくは支給しない申し出をすることがある。

(職員が当該他の団体の職員となった場合の取り扱い)

第32条 正規職員が引き続いて当該他の団体の職員となった場合において、その者の正規職員としての在職期間が当該他の団体の退職手当に関する規程により、当該他の団体の職員としての在職期間に通算されることに定められているときは、この規程による退職手当は支給しない。

(基本給表の適用を異にして異動した場合等の取扱い)

第33条 第26条から第28条までの規定にかかわらず、退職した者の基礎在職期間中に、基本給月額の変額改定(基本給表の適用を異にして異動し、又は、正規職員として退職した者が引き続いて他の団体の職員として採用された場合において、当該異動又は採用により当該事由が生じた日(以下「異動日」という。)前に受けていた基本給月額が減額されること(基本給月額の変額改定をする賃金規程が制定された場合において、当該賃金規程による改定により当該改定前に受けていた基本給月額が減額される場合を除く。)をいう。以下同じ。)以外の理由によりその者の基本給月額が減額されたことがある場合において、異動日における当該理由により減額されなかったものとした場合のその者の基本給月額のうち最も多いもの(以下「特定減額前基本給月額」という。)が退職日基本給月額よりも多いときは、その者に対する退職手当の額は、第26条から第28条までの規定にかかわらず、次の

各号に掲げる額の合計額とする。

(1) その者が特定減額前基本給月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前基本給月額を基礎として、第26条から第28条までの規定により計算した場合の退職手当の額に相当する額

(2) 退職日基本給月額に、アに掲げる割合からイに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額

ア その者に対する退職手当の額が第26条から第28条までの規定により計算した額であるものとした場合における当該退職手当の額の退職日基本給月額に対する割合

イ 前号に掲げる額の特定減額前基本給月額に対する割合

2 前項の「基礎在職期間」とは、その者に係る退職の日以前の期間のうち、次の各号に掲げる在職期間に該当するもの（当該期間中にこの規則の規定による退職手当の支給を受けたこと又は他の団体の職員として退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けたことがある場合におけるこれらの支給に係る退職の日以前の期間及び第25条第1項各号に掲げる者又はこれに準ずる者に該当するに至ったことにより退職したことがある場合における当該退職の日以前の期間（これらの退職の日に正規職員又は他の団体の職員となったときは、当該退職の日前の期間）を除く。）

(1) 職員としての引き続いた在職期間

(2) 第30条第4項の規定により正規職員として引き続いた在職期間に含むものとされた他の団体の職員としての引き続いた在職期間

（遺族の範囲、支給順位等）

第34条 労働基準法施行規則（昭和22年厚生省令第23号）第42条から第44条までの規定は、死亡による退職手当の支給を受ける遺族の範囲、支給順位等について準用する。

（支給時期）

第35条 退職手当は、正規職員の退職した日後1箇月以内に支給する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

別表1 年齢給表  
ア 事務職員

年齢	年齢給
18	35,000
19	35,500
20	36,000
21	36,500
22	37,000
23	37,500
24	38,000
25	38,500
26	39,000
27	39,500
28	40,000
29	40,500
30	41,000
31	41,500
32	42,000
33	42,500
34	43,000
35	43,500
36	44,000
37	44,500
38	45,000
39	45,500
40	46,000
41	46,500
42	47,000
43	47,500
44	48,000
45	48,500
46	49,000
47	49,500
48	50,000
49	50,500
50	51,000
51	51,400
52	51,800
53	52,200
54	52,600
55	53,000
56	53,000
57	53,000
58	53,000
59	53,000
60	53,000

イ 業務職員 I 職員

年齢	年齢給
18	35,000
19	35,500
20	36,000
21	36,500
22	37,000
23	37,500
24	38,000
25	38,500
26	39,000
27	39,500
28	40,000
29	40,500
30	41,000
31	41,500
32	42,000
33	42,500
34	43,000
35	43,500
36	44,000
37	44,500
38	45,000
39	45,500
40	46,000
41	46,500
42	47,000
43	47,500
44	48,000
45	48,500
46	49,000
47	49,500
48	50,000
49	50,500
50	51,000
51	51,400
52	51,800
53	52,200
54	52,600
55	53,000
56	53,400
57	53,800
58	53,800
59	53,800
60	53,800

ウ 業務職員Ⅱ職員

年齢	年齢給
18	31,500
19	31,950
20	32,400
21	32,850
22	33,300
23	33,750
24	34,200
25	34,650
26	35,100
27	35,550
28	36,000
29	36,450
30	36,900
31	37,350
32	37,800
33	38,250
34	38,700
35	39,150
36	39,600
37	40,050
38	40,500
39	40,950
40	41,400
41	41,850
42	42,300
43	42,750
44	43,200
45	43,650
46	44,100
47	44,550
48	45,000
49	45,450
50	45,900
51	46,250
52	46,600
53	46,950
54	47,300
55	47,650
56	48,000
57	48,350
58	48,350
59	48,350
60	48,350

## 別表 2 勤続給表

## ア 事務職員

号給	勤続給
1	35,000
2	36,500
3	38,000
4	39,500
5	41,000
6	42,500
7	44,000
8	45,500
9	47,000
10	48,500
11	50,000
12	51,500
13	53,000
14	54,500
15	56,000
16	57,500
17	59,000
18	60,500
19	61,500
20	62,500
21	63,500
22	64,500
23	65,500
24	66,500
25	67,500
26	68,500
27	69,500
28	70,500
29	71,500
30	72,500
31	73,500
32	74,500
33	75,500
34	76,500
35	77,500
36	78,500
37	79,500
38	80,500
39	80,500
40	80,500
41	80,500
42	80,500
43	80,500

イ 業務職員 I 職員

号給	勤続給
1	35,000
2	36,500
3	38,000
4	39,500
5	41,000
6	42,500
7	44,000
8	45,500
9	47,000
10	48,500
11	50,000
12	51,500
13	53,000
14	54,500
15	56,000
16	57,500
17	59,000
18	60,500
19	61,500
20	62,500
21	63,500
22	64,500
23	65,500
24	66,500
25	67,500
26	68,500
27	69,500
28	70,500
29	71,500
30	72,500
31	73,500
32	74,500
33	75,500
34	76,500
35	77,500
36	78,500
37	79,500
38	80,500
39	81,500
40	82,500
41	82,500
42	82,500
43	82,500



ウ 業務職員Ⅱ職員

号給	勤続給
1	31,500
2	32,850
3	34,200
4	35,550
5	36,900
6	38,250
7	39,600
8	40,950
9	42,300
10	43,650
11	45,000
12	46,350
13	47,700
14	49,050
15	50,400
16	51,750
17	53,100
18	54,450
19	55,350
20	56,250
21	57,150
22	58,050
23	58,950
24	59,850
25	60,750
26	61,650
27	62,550
28	63,450
29	64,350
30	65,250
31	66,150
32	67,050
33	67,950
34	68,850
35	69,750
36	70,650
37	71,550
38	72,450
39	73,350
40	74,250
41	74,250
42	74,250
43	74,250

別表3 職能給表

## ア 事務職員

号給	1級	号給	2級	号給	3級	号給	4級	号給	5級	号給	6級
	事務職員		事務副主任		事務主任		係長		課長		事務局長
	職能給 月額		職能給 月額		職能給 月額		職能給 月額		職能給 月額		職能給 月額
1	89,000	1	111,000	1	141,000	1	161,300	1	188,600	1	211,600
2	91,000	2	113,500	2	143,900	2	165,200	2	193,200	2	217,900
3	93,000	3	116,000	3	146,800	3	169,100	3	197,800	3	224,200
4	95,000	4	118,500	4	149,700	4	173,000	4	202,400	4	230,500
5	97,000	5	121,000	5	152,600	5	176,900	5	207,000	5	236,800
6	99,000	6	123,500	6	155,500	6	180,800	6	211,600	6	243,100
7	101,000	7	126,000	7	158,400	7	184,700	7	216,200	7	249,400
8	103,000	8	128,500	8	161,300	8	188,600	8	220,800	8	255,700
9	105,000	9	131,000	9	164,200	9	192,500	9	225,400	9	262,000
10	107,000	10	133,500	10	167,100	10	196,400	10	230,000	10	268,300
11	109,000	11	136,000	11	170,000	11	200,300	11	234,600	11	274,600
12	111,000	12	138,500	12	172,900	12	204,200	12	239,200	12	280,900
13	113,000	13	141,000	13	175,800	13	208,100	13	243,800	13	287,200
14	115,000	14	143,500	14	178,700	14	212,000	14	248,400	14	293,500
15	117,000	15	146,000	15	181,600	15	215,900	15	253,000	15	299,800
16	119,000	16	148,500	16	184,500	16	219,800	16	257,600	16	
17	121,000	17	151,000	17	187,400	17	223,700	17	262,200	17	
18	123,000	18	153,500	18	190,300	18	227,600	18	266,800	18	
19	125,000	19	156,000	19	193,200	19	231,500	19	271,400	19	
20	127,000	20	158,500	20	196,100	20	235,400	20	276,000	20	
21	129,000	21	161,000	21	199,000	21	239,300	21		21	
22	131,000	22	163,500	22	201,900	22	243,200	22		22	
23	133,000	23	166,000	23	204,800	23	247,100	23		23	
24	135,000	24	168,500	24	207,700	24	251,000	24		24	
25	137,000	25	171,000	25	210,600	25	254,900	25		25	
26	139,000	26	173,500	26		26		26		26	
27	141,000	27	176,000	27		27		27		27	
28	143,000	28	178,500	28		28		28		28	
29	145,000	29	181,000	29		29		29		29	
30	147,000	30	183,500	30		30		30		30	
31	149,000	31	186,000	31		31		31		31	
32	151,000	32	188,500	32		32		32		32	
33	153,000	33	191,000	33		33		33		33	
34	155,000	34	193,500	34		34		34		34	
35	157,000	35	196,000	35		35		35		35	
36	159,000	36		36		36		36		36	
37	161,000	37		37		37		37		37	
38	163,000	38		38		38		38		38	
39	165,000	39		39		39		39		39	
40	167,000	40		40		40		40		40	

イ 業務職員 I 職員

号給	1 級	号給	2 級	号給	3 級	号給	4 級	号給	5 級
	調理員・ 汽かん員		調理副班長・ 上席汽かん員		調理班長・ 汽かん副主任		調理場長・ 汽かん主任		統括調理場長・ 副統括調理場 長
	職能給 月額		職能給 月額		職能給 月額		職能給 月額		職能給 月額
1	88,800	1	103,600	1	131,800	1	152,100	1	177,300
2	90,650	2	105,950	2	134,700	2	155,700	2	181,800
3	92,500	3	108,300	3	137,600	3	159,300	3	186,300
4	94,350	4	110,650	4	140,500	4	162,900	4	190,800
5	96,200	5	113,000	5	143,400	5	166,500	5	195,300
6	98,050	6	115,350	6	146,300	6	170,100	6	199,800
7	99,900	7	117,700	7	149,200	7	173,700	7	204,300
8	101,750	8	120,050	8	152,100	8	177,300	8	208,800
9	103,600	9	122,400	9	155,000	9	180,900	9	213,300
10	105,450	10	124,750	10	157,900	10	184,500	10	217,800
11	107,300	11	127,100	11	160,800	11	188,100	11	222,300
12	109,150	12	129,450	12	163,700	12	191,700	12	226,800
13	111,000	13	131,800	13	166,600	13	195,300	13	231,300
14	112,850	14	134,150	14	169,500	14	198,900	14	235,800
15	114,700	15	136,500	15	172,400	15	202,500	15	240,300
16	116,550	16	138,850	16	175,300	16	206,100	16	
17	118,400	17	141,200	17	178,200	17	209,700	17	
18	120,250	18	143,550	18	181,100	18	213,300	18	
19	122,100	19	145,900	19	184,000	19	216,900	19	
20	123,950	20	148,250	20	186,900	20	220,500	20	
21	125,800	21	150,600	21	189,800	21		21	
22	127,650	22	152,950	22	192,700	22		22	
23	129,500	23	155,300	23	195,600	23		23	
24	131,350	24	157,650	24	198,500	24		24	
25	133,200	25	160,000	25	201,400	25		25	
26	135,050	26	162,350	26		26		26	
27	136,900	27	164,700	27		27		27	
28	138,750	28	167,050	28		28		28	
29	140,600	29	169,400	29		29		29	
30	142,450	30	171,750	30		30		30	
31	144,300	31	174,100	31		31		31	
32	146,150	32	176,450	32		32		32	
33	148,000	33	178,800	33		33		33	
34	149,850	34	181,150	34		34		34	
35	151,700	35	183,500	35		35		35	
36	153,550	36		36		36		36	
37	155,400	37		37		37		37	
38	157,250	38		38		38		38	
39	159,100	39		39		39		39	
40	160,950	40		40		40		40	

ウ 業務職員Ⅱ職員

号 給	1 級	号 給	2 級	号 給	3 級	号 給	4 級	号 給	5 級
	調理員・ 汽かん員		調理副班長・ 上席汽かん員		調理班長・ 汽かん副主任		調理場長・ 汽かん主任		統括調理場 長・ 副統括調理場 長
	職能給月額		職能給月額		職能給月額		職能給月額		職能給月額
1	80,000	1	94,400	1	119,000	1	136,850	1	159,250
2	81,600	2	96,450	2	121,550	2	140,050	2	163,300
3	83,200	3	98,500	3	124,100	3	143,250	3	167,350
4	84,800	4	100,550	4	126,650	4	146,450	4	171,400
5	86,400	5	102,600	5	129,200	5	149,650	5	175,450
6	88,000	6	104,650	6	131,750	6	152,850	6	179,500
7	89,600	7	106,700	7	134,300	7	156,050	7	183,550
8	91,200	8	108,750	8	136,850	8	159,250	8	187,600
9	92,800	9	110,800	9	139,400	9	162,450	9	191,650
10	94,400	10	112,850	10	141,950	10	165,650	10	195,700
11	96,000	11	114,900	11	144,500	11	168,850	11	199,750
12	97,600	12	116,950	12	147,050	12	172,050	12	203,800
13	99,200	13	119,000	13	149,600	13	175,250	13	207,850
14	100,800	14	121,050	14	152,150	14	178,450	14	211,900
15	102,400	15	123,100	15	154,700	15	181,650	15	215,950
16	104,000	16	125,150	16	157,250	16	184,850	16	
17	105,600	17	127,200	17	159,800	17	188,050	17	
18	107,200	18	129,250	18	162,350	18	191,250	18	
19	108,800	19	131,300	19	164,900	19	194,450	19	
20	110,400	20	133,350	20	167,450	20	197,650	20	
21	112,000	21	135,400	21	170,000	21		21	
22	113,600	22	137,450	22	172,550	22		22	
23	115,200	23	139,500	23	175,100	23		23	
24	116,800	24	141,550	24	177,650	24		24	
25	118,400	25	143,600	25	180,200	25		25	
26	120,000	26	145,650	26		26		26	
27	121,600	27	147,700	27		27		27	
28	123,200	28	149,750	28		28		28	
29	124,800	29	151,800	29		29		29	
30	126,400	30	153,850	30		30		30	
31	128,000	31	155,900	31		31		31	
32	129,600	32	157,950	32		32		32	
33	131,200	33	160,000	33		33		33	
34	132,800	34	162,050	34		34		34	
35	134,400	35	164,100	35		35		35	
36	136,000	36		36		36		36	
37	137,600	37		37		37		37	
38	139,200	38		38		38		38	
39	140,800	39		39		39		39	
40	142,400	40		40		40		40	

別表4 事務職員職能給初任給基準表

学 歴	級 号	職能給月額
大 学 卒	1 級 11 号給	109,000
短大3卒	1 級 9号給	105,000
短大2卒	1 級 5号給	97,000
高 校 卒	1 級 1号給	89,000

別表5 初任給前歴年数調整表

経 歴	前職の期間	調整号給
学校給食の調理業務における正規職員としての在職期間 ※1	1年以上2年以下	+2号給
	2年超4年以下	+4号給
	4年超6年以下	+6号給
	6年超8年以下	+8号給
	8年超10年以下	+10号給
	10年超	+12号給
学校給食以外の調理業務において正規職員としての在職期間 ※2	1年以上4年以下	+2号給
	4年超8年以下	+4号給
	8年超10年以下	+6号給
	10年超	+8号給
学校給食の調理業務における非正規職員としての在職期間 ※1	1年以上4年以下	+2号給
	4年超8年以下	+4号給
	8年超10年以下	+6号給
	10年超	+8号給

※1 「学校給食衛生管理基準（文部科学省）」に基づく施設

※2 「大量調理施設衛生管理マニュアル（厚生労働省）」に基づく施設

別表6 支給割合

基準日	支給割合
6月1日	100分の190
12月1日	100分の210

別表7 勤務期間率

勤務期間	割合
6箇月	100分の100
5箇月以上6箇月未満	100分の90
4箇月以上5箇月未満	100分の70
3箇月以上4箇月未満	100分の50
2箇月以上3箇月未満	100分の30
1箇月以上2箇月未満	100分の15

別表8 賞与成績率

評価点数	成績率
80点以上	1.20
75点以上80点未満	1.15
70点以上75点未満	1.10
65点以上70点未満	1.05
50点以上65点未満	1.00
45点以上50点未満	0.95
40点以上45点未満	0.90
35点以上40点未満	0.85
35点未満	0.80

別表9 在職期間を通算することとする事業所一覧表

岡崎市市営施設管理協会	岡崎市土地区画整理組合連合会
岡崎市学校給食協会	